

平成24年7月24日

## 夏の事故やトラブルにご注意ください

消費者庁では、特に夏の季節に多い事故事例をご紹介します。消費者の皆様にご注意を呼びかけてまいります。昨夏同様に節電や熱中症予防を意識して利用されるグッズや、夏のレジャー等で利用されるグッズについて注意事項をお知らせいたします。

### 【節電や熱中症予防を意識して利用されるグッズ】

1. 扇風機

2. 水でぬらすだけで冷感が得られるとうたったタオル（冷感タオル）

3. 熱冷まし用ジェル状冷却シート（冷却シート）

### 【夏のレジャー等で利用されるグッズ】

1. 花火

2. スプレー缶

※消火器の破裂事故に注意

3. 日焼け止め（化粧品など）/日焼けマシン

## 【節電や熱中症予防を意識して利用されるグッズ】

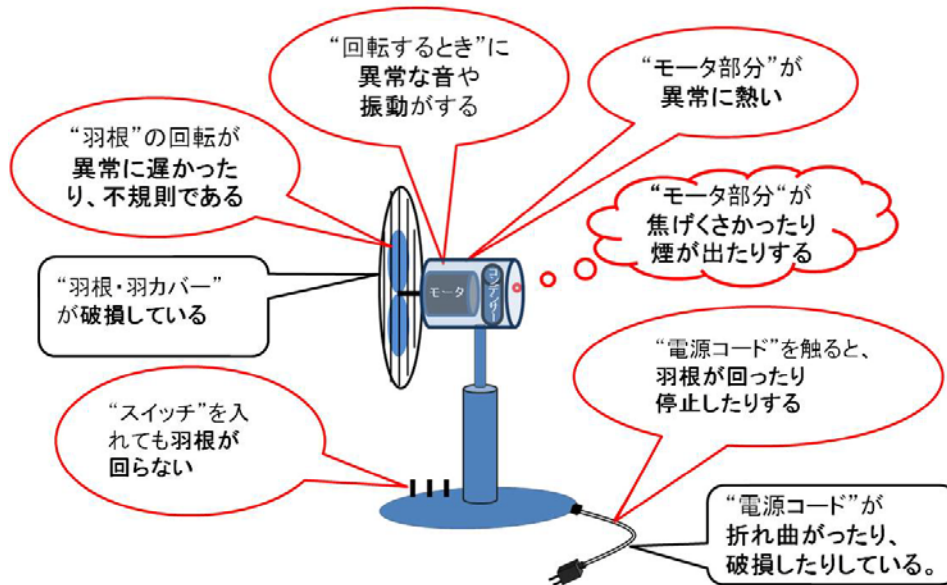
### 1. 扇風機

《消費者庁に寄せられた情報》

- ・ 30年以上使用している扇風機が突然発火した。
- ・ 使用中の扇風機が突然停止し、本体が高温になった。

[注意していただきたい点]

- ① 長年使用している扇風機は、熱、湿気、ホコリなどの影響により、内部部品が劣化し、発煙・発火しやすくなっているおそれがあります。扇風機の使用にあたり、機器に異常がないか、下図を参考にして確認・注意をしてください。
- ② 万が一、異常があった場合にはすぐに使用を中止し、電源プラグを抜いた上でメーカーや販売店などに連絡するか、あるいは適切に廃棄してください。



(注) 黒の角枠は使用前の確認事項、赤の丸枠は使用中の注意事項

(参考)

平成23年5月26日 消費者庁公表資料 「扇風機が発煙・発火などに御注意ください！」

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/110526kouhyou\\_4.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/110526kouhyou_4.pdf)

平成24年6月21日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公表資料 「エアコン及び扇風機による事故の防止について（注意喚起）」

<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs120621.html>

[▲目次に戻る](#)

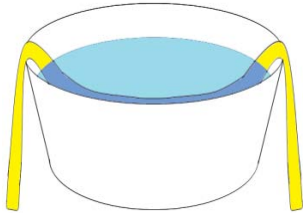
## 2. 水でぬらすだけで冷感が得られるとうたったタオル（冷感タオル）

《消費者庁に寄せられた情報》※<sup>1</sup>

- ・冷感タオルを使用したことで皮膚が腫れた、湿疹ができた。



国民生活センターの調査では、冷感タオルの多くは、乾くと硬くなる性質をもっているため、湿らせた状態で販売されており、カビの発生を防ぐために防腐剤を含む水が使用されていると報告されています（調査の結果、インターネット通信販売で取り扱われている製品で、購入することができた8銘柄のうち7銘柄で、イソチアゾリノン系の防腐剤※<sup>2</sup>が使用されていました）。



※<sup>1</sup> 現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

※<sup>2</sup> イソチアゾリノン系の防腐剤は、皮膚刺激性及びアレルギー性の接触皮膚炎を起こすおそれがあることが知られており、ヨーロッパ等では、1980年代から重篤なアレルギー性の接触皮膚炎を起こすと報告されています。

### [注意していただきたい点]

- ① 冷感タオルによる皮膚障害などの被害を防ぐため、開封後、冷感タオルを初めて使う前には、防腐剤を除くためにぬるま湯等で必ずよく洗ってください。
- ② 冷感タオルの使用により腫れや湿疹など皮膚に異常を感じた場合は、使用を中止して、専門医を受診してください。

（参考）

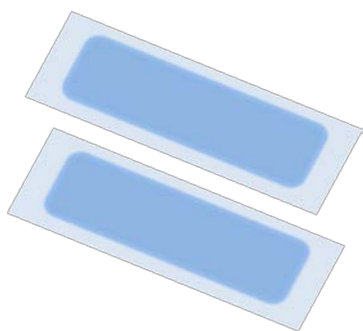
平成24年1月19日 独立行政法人国民生活センター公表資料 「水でぬらすだけで冷感がえられることをうたったタオル—湿疹・かぶれの原因になることも—」

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120119\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120119_1.html)

### 3. 熱冷まし用ジェル状冷却シート（冷却シート）

《消費者庁に寄せられた情報》※1

- ・ 子供が冷却シートを誤飲したかもしれない。
- ・ 冷却シートを使用して、かぶれて赤く腫れてしまった。



国民生活センターが平成16年に発表した事例では、発熱した生後4ヶ月の男児の額に冷却シートを貼り看護していた母親が、夕食の後片付けのためしばらく側を離れたのちに戻ったところ、冷却シートが男児の口と鼻を塞ぎ、男児は窒息状態になっていました。

※1 現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

[注意していただきたい点]

- ① 何らかの原因で冷却シートが額からずれ、口と鼻を覆ってしまう可能性があります。特に乳幼児に使用する場合は、乳幼児が食べたり、口や鼻に張り付いたりしないよう保護者が十分にご注意ください。
- ② 乳幼児に限らず、冷却シートの使用により腫れや湿疹など皮膚に異常を感じた場合は、使用を中止して、専門医を受診してください。

(参考)

平成16年7月29日 独立行政法人国民生活センター公表資料 「熱さまし用ジェル状冷却シートの使用に注意—生後4ヶ月の男児が重篤な窒息事故—」

<http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20040729.html>

[▲目次に戻る](#)

## 【夏のレジャー等で利用されるグッズ】

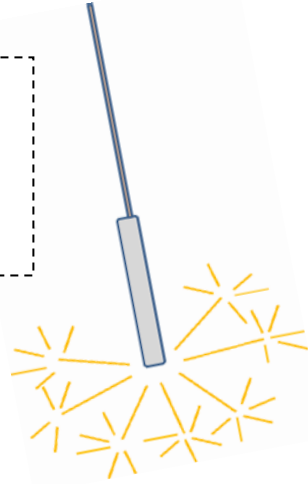
### 1. 花火

#### 《消費者庁に寄せられた情報》※<sup>1</sup>

- ・ 手持ち花火に火をつけ、しばらくしたら暴発した。
- ・ 手持ち花火が燃え尽きかけたところで逆噴射した。
- ・ 打ち上げ花火に火をつけた途端、暴発した。

花火は、炎が逆に噴き出したり暴発したりして、思わぬ事故に結びつくことがあります。十分注意して遊びましょう。

※<sup>1</sup> 現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。



#### [注意していただきたい点]

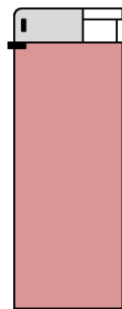
- ① 子どもだけで遊ばせず、保護者が付き添うようにしてください。
- ② 花火に火をつけるには、マッチやたばこ用ライター※<sup>3</sup>は使わないようにしてください。体が火に近いと火傷を負う危険性が高くなります。ローソクや多目的ライター（点火棒）※<sup>4</sup>などを利用しましょう。
- ③ 打ち上げ花火や噴き出し花火は、途中で火が消えても絶対にのぞき込まないようにしてください。
- ④ 必ず近くにバケツなどに入れた消火用の水を用意してください。

(参考)

平成 20 年 7 月 16 日 独立行政法人国民生活センター公表資料 「気をつけて！！花火の事故—やけどばかりでなく失明のケースも—」

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20080716\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20080716_1.html)

※<sup>3</sup>



たばこ用ライター

※<sup>4</sup>



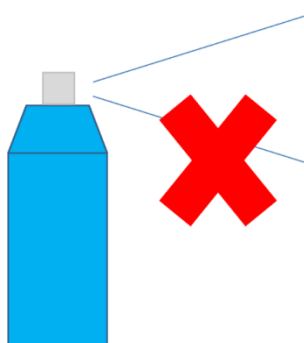
多目的ライター（点火棒）

[▲目次に戻る](#)

## 2. スプレー缶

《消費者庁に寄せられた情報》※1

- ・ 車内にスプレー缶を放置していたら、破裂した。
- ・ 殺虫剤を噴霧した後、ガスこんろを点火したら、爆発した。
- ・ 窓を開けた車内で冷却スプレーを使用した数分後、タバコに火をつけたら引火した。



夏は冷却スプレーや殺虫剤など、スプレー缶を使用する機会が増えます。多くのスプレー缶は可燃性ガスを使っているため、火のそばで使うと引火するおそれがあります。火の気のあるところでは使用せず、使う際は十分に換気を行うなどの注意が必要です。

また、夏は気温が高くなるため、缶の内圧が高まり、破裂しやすい環境となります。保管場所にも注意しましょう。

※1 現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

[注意していただきたい点]

- ① スプレー缶を自動車内や直射日光の当たる場所、燃焼器具の近くに放置すると、破裂や爆発の危険性があるので、避けてください。
- ② こんろなどの燃焼器具の周囲で、スプレーを噴射したり、ガス抜きをしたりしないでください。引火する危険性があります。
- ③ スプレー缶を処分するときは、中身を使い切り、各自治体の廃棄方法に従いましょう。また、ガス抜きをする際は、風通しがよく火の気がない屋外などで、繰り返し噴射ボタンを押し、噴射音が聞こえなくなるまで完全に中身を出し切ってください。
- ④ 冷却スプレーは、近距離で長時間噴射したり、横向きや逆さにして冷却材が液体のまま噴射されたりすると、凍傷につながる危険性があるので、正しく使用してください。

(参考)

平成 22 年 9 月 16 日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公表資料 「スプレー缶による事故の防止について(注意喚起)」

<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs100916.html>

平成 18 年 11 月 8 日 独立行政法人国民生活センター公表資料 「スプレー缶製品の使用上の安全性」

[http://www.kokusen.go.jp/test/data/s\\_test/n-20061108\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/test/data/s_test/n-20061108_1.html)

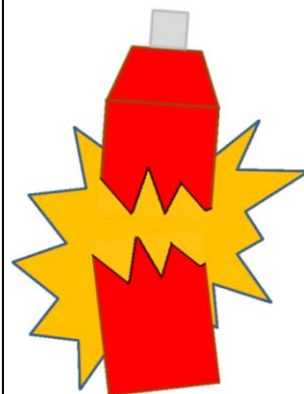
[▲目次に戻る](#)

## ※消火器の破裂事故に注意

消火器は、公共施設や各家庭などに広く設置されていますが、古いものは容器が経年劣化するなど、破裂する危険が高まっていることがあります。あまり使用するものではないので、つい点検を忘れがちですが、この機会に確認してみましょう。

### [注意していただきたい点]

- ① 消火器の耐用年数は8～10年程度です。特に、長い間、風雨にさらされると、本体容器が劣化しやすくなります。しっかりと管理し、放置することがないようにしてください。
- ② 本体容器にサビが発生しているなど、劣化が進んでいる様子が見られる消火器には触れないようにしてください。劣化の進んだ消火器が破裂して大ケガをする事故も発生しており、触れると大変危険です。
- ③ 古くなったもの、劣化が進んだものなど、消火器を処分する際には、専門の回収窓口等を利用してください。※<sup>5</sup>



※<sup>5</sup> 老朽化した消火器の処分方法については、下記をご参照ください。ただし、エアゾール式簡易消火具は対象外となります。

- ・回収窓口（消火器リサイクル推進センター）（<http://www.ferpc.jp/accept/>）
- ・処分方法について（[http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/100329adjustments\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/100329adjustments_1.pdf)）

### [エアゾール式簡易消火具 廃棄処分のお願（スプレー缶タイプ）]

下記の製品は、缶内面の腐食による液漏れや亀裂破裂の可能性があるため、事業者により「廃棄処分のお願」が行われています。2012年6月30日時点で、約5万5000本（対象総本数の約30%）が未だ残されています。対象製品をお持ちの方は製造事業者の連絡先にお問い合わせください。

製品名：エアゾール式簡易消火具 ヤマトボーイKT、FMボーイk  
（対象製品の製造ロット番号等は、次頁の写真をご覧ください。）

製造事業者：ヤマトプロテック株式会社

連絡先：0120-801-084（9:00～17:00、土・日・祝祭日を除く）

072-361-2101（夜間ダイヤル、平日17:00以降及び土・日・祝祭日）

販売時期：2001年11月～2002年7月

■対象商品

【ヤマトボーイKT】


製造ロット番号	品質保証期間
KO331	2005.01
KO331	2005.02
KN326	2005.02
KD317	2005.03
K1426	2005.04
K2407	2005.05
K2420	2005.05
K3407	2005.06
K3419	2005.06
K4422	2005.07
K7424	2005.10

【FMボーイK】

製造ロット番号	品質保証期間
KN301	2005.02
KN322	2005.02
KD319	2005.03
K1425	2005.04
K2408	2005.05
K2421	2005.05
K3406	2005.06
K3418	2005.06
K4423	2005.07
K7425	2005.10


■対象商品以外

キャップと安全ロックが付いている商品は対象外です。ご安心ください。



製造ロット番号と品質保証期間は、缶底に表示しています。  
例えば、2005年10月に品質保証期間が過ぎる場合、以下のように記載されています。

2005.10



対象商品の品質保証期間 2005.01～2005.10

回収対象製品の製造ロット番号等



破裂した回収対象製品

(参考)

平成22年7月16日 消防庁公表資料 「老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策」

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2207/220716\\_1houdou/zenbun.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2207/220716_1houdou/zenbun.pdf)

平成22年10月22日 消費者庁公表資料 「エアゾール式簡易消火具の破裂事故について」

[http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/101022adjustments\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/101022adjustments_1.pdf)

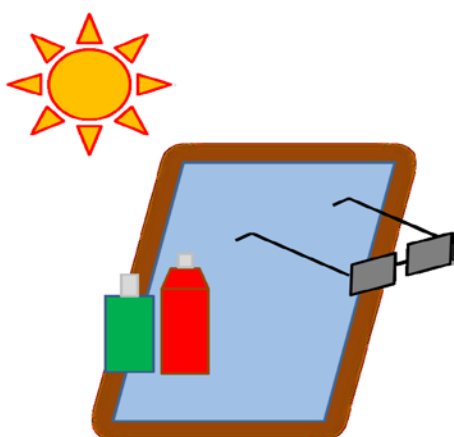
[▲目次に戻る](#)



### 3. 日焼け止め（化粧品など）/日焼けマシン

《消費者庁に寄せられた情報》※<sup>1</sup>

- ・日焼け止めが誤って眼に入ったら、痛くてたまらなかった。
- ・日焼け止めを使用したところ、顔が腫れ上がった。
- ・日焼けマシン利用後、気分が悪くなり医師の診察を受けたところ、熱中症及び火傷と診断された。
- ・顔だけ日焼けして身体が白かったので、日焼けマシンを利用したところ、火傷のようになった。



日焼けしたい人、日焼けしたくない人。ニーズに合わせ様々な製品やサービスが提供されていますが、使い方によってはトラブルを起こすこともあります。正しく使うようにしましょう。

※<sup>1</sup> 現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

[注意していただきたい点]

<日焼け止め>

- ① 初めての製品は、身体が目立たない箇所でごく少量を試すなどパッチテストをして、トラブルが起きないことを確認してから使用してください。
- ② 眼や傷口などに入らないよう気を付けて塗ってください。
- ③ 異常があった場合には、すぐに使用を中止し、製造事業者や販売店などに相談するか、専門医の診察を受けてください。

<日焼けマシン>

- ① 紫外線照射の長さや強さは、体調や目的をよく考えて決めてください。
- ② 異常があった場合には、すぐに利用を中止し、サービス提供事業者にご相談するか、専門医の診察を受けてください。

(参考)

平成 22 年 6 月 22 日 消費者庁公表資料 「日焼けマシンの使用に伴う危害の防止について」

[http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/100622adjustments\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/100622adjustments_1.pdf)

[▲目次に戻る](#)

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 須藤、渡邊、小原

TEL : 03 (3507) 9146 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

HP : <http://www.caa.go.jp/>